

氏名(本籍)	関根理恵(栃木県)
学位の種類	博士(世界遺産学)
学位記番号	博甲第5457号
学位授与年月日	平成22年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	UNESCOの成立に関する研究 - LNとCAMEの文化遺産保護政策の継承と発展 -

主査	筑波大学教授	工学博士	日高健一郎
副査	筑波大学教授	工学博士	稲葉信子
副査	筑波大学准教授	博士(工学)	羽生冬佳
副査	上智大学教授	文学博士	石澤良昭
副査	UNESCO Association of Former Staff	名誉会員 工学博士	野口英雄

論文の内容の要旨

(目的)

本論文の目的は、膨大なユネスコ（UNESCO）行政文書を精査することで、両大戦間における国際諸機関の設置状況、相互関係を明らかにし、その過程で国際機関における文化遺産保護思想がどのような理念を伴って誕生したかを論じることである。UNESCOおよびその設立直前の諸機関、特に「联合国教育大臣会議（CAME）」の機関自的、政策、施策、措置の成立と発展過程を検証し、20世紀後半に世界の文化遺産保護を主導するUNESCOの文化遺産保護理念の背景と特性が明らかにされている。

(対象と方法)

主たる研究対象は国際連盟（LN）、国際知的協力委員会（ICIC）、国際知的協力機関（IIC）、CAME、国際連合（UN）およびUNESCOであり、第二次世界大戦を挟んで、戦前（LN期）、戦中（CAME期）、戦後（UNESCO期）に分けて、UNESCO公文書、IIC公文書およびCAME資料を中心に、会議記録および起草案などの一次史料を悉皆的に調査・分析している。特に、本研究の対象となった第2次大戦下および直後の未公開史料は、これまで一部が国際行政論、国際機構論から分析されたことがあるものの、文化遺産保護理念の形成という視点で新たに分析され、独創的な結論を得ている。

(結果)

本論文の成果は、すでに国際機構論で議論が尽くされたかに思われるUNESCOの設立経緯を膨大な関連史料で丹念に再検証し、UNESCO設立に関して、特に文化遺産保護の理念形成についてCAMEが果たした役割を明確に跡付けたことにある。LN、ICICおよびIICがUNESCOの母体になったという既往研究での定説に対し、文化遺産保護理念の形成過程をたどると、CAMEがUNESCOの設立に大きな役割を果たしたことが本研究で初めて明らかになった。既往研究では一時的調整機関としてその機能と影響が軽視されてきたCAMEに関する理念形成と活動実績が明らかにされている。

また、1946年のUNESCO設立準備委員会史料の分析から、UNESCO Principleの確立およびUNESCO

Programme の開発、UNESCO 国際 System の構築に至るまでのプロセスを実証し、UNESCO における政策の発展経緯を明らかにしている。

(考察)

戦前、戦中の関連諸機関の活動と、UNESCO 第 1 回総会以後の UNESCO 活動を文化遺産保護活動を事例として比較することにより、① UNESCO という国際機構の構築に、LN/ICIC/IIC/IMO の手法が導入されたこと、② その過程で CAME の文化遺産保護政策および施策を継承したこと、③ 従って、UNESCO の法令樹立と適用には、LN/ICIC/IIC および CAME の文化遺産保護活動成果が反映されたことを明らかにした学術的意義は評価できる。先行研究で欠落し、積年の課題となっていた 1939 年から 1946 年までの国際政策の動向とその内容が補完された意義も大きい。

審 査 の 結 果 の 要 旨

UNESCO 文書館で長期間にわたって資料研究を続け、所蔵の膨大な史資料を丹念に読み、整理・分析し、考察を組立てた労作である。文化遺産保護という UNESCO の政策の柱が、LN と ICIC からではなく、CAME の理念的影響で形成されたことを明らかにした点は、UNESCO 研究への大きな貢献として評価できる。一方、審査においては、あまりに多量の文書を悉皆的に論拠として参照・議論するあまり、この明解な結論が曖昧になっているとの指摘があった。「UNESCO の文化遺産保護理念の成立」という当初の研究主題は、むしろ、文化遺産保護理念の成立を視点とした「UNESCO の成立に関する研究」として研究内容を提示するのが適当であるとの判断が審査委員会委員から出された。しかし、文化遺産保護分野の政策決定過程に関わる資料を精査して、既往研究にない戦後の複雑な国際機構設立の経緯を明らかにした意義は大きく、すでに研究し尽くされたかと想定されている UNESCO 行政文書の史的価値を再認識させ、国際機構関係の研究方法論にも刺激をもたらす成果である。UNESCO History Project への貢献が期待される。

よって、著者は博士（世界遺産学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。